都市公園内に設置する自動販売機設置事業者公募について

■質問書に対する回答

質問は以下の1件でした。

【質問】

参考として現在設置してある自販機の過去 1 年間の売上を開示していただけないでしょうか?

【回答】

以下の理由により開示できません。

- ・市が直接設置した自販機ではなく、各団体に設置を許可したものである ため。
- ・設置許可にあたり、各団体及び自販機業者に対し、売上開示を使用条件 として課してないため。

なお、今回の公募自販機については、募集要項9売上金額の情報提供の欄にあるように、情報提供義務を課しておりますので、落札し、設置者となった事業者には市に情報提供していただき、次回以降の公募の際に参考情報として開示する予定です。

■お知らせ

募集要項にはありませんが、以下の誤謬訂正と条件追加をお願いします。

【誤謬訂正】

募集要項7

設置事業者は、令和3年3月31日までに、自販機設置場所の存する区のまちづくり整備課へ、自販機設置予定場所の存する区のまちづくり整備課へ、 都市公園法第5条に基づく設置管理許可申請を行ってください。

を

設置事業者は、令和4年3月31日までに、自販機設置場所の存する区のまちづくり整備課へ、都市公園法第5条に基づく設置管理許可申請を行ってください。

に訂正します。

【条件追加】

募集番号1番の勝山公園平和のまちミュージアム横については、景観地 区に該当しておりますので、自販機についても、景観に配慮した落ち着いた 色合いのものでお願いします。